

警察官の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十五日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第九号

警察官の任用に関する規則の一部を改正する規則

警察官の任用に関する規則（昭和三十年五月奈良県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二條」を「第二十二條の三」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。